出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令第二条並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第二条第二項及び第三条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十八条及び第二十五条に規定する法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　法務大臣が市町村長（特別区にあっては、区長）に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）の操作により電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）又は書面を送付する方法（電気通信回線の故障その他の事由により前号の方法によることができない場合に限る。）

第二条　前条第一号に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○法務省令第二十六号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第三項、第九条第四項及び第七項、第十九条の十六、第十九条の十七並びに第六十一条の九の三第三項の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日　　法務大臣　滝　　実

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、出入国管理及び難民認定法施行規則第五条の改正規定中「同行者」に改め」の下に「、同条第五項中「入国管理官署」の下に「（以下「指定入国管理官署」という。）」を加え」を加える。

第一条のうち、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条第三項第二号の改正規定の次に次のように加える。

第七条第四項中「法務大臣が指定する入国管理官署」を「指定入国管理官署」に改める。

第一条のうち、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二の改正規定のうち同条第一項に係る部分中「第七条の二第一項中」の下に「「法務大臣が指定する入国管理官署（以下「指定登録官署」という。）」を「指定入国管理官署」に、」を加え、同条第五項第四号の改正規定を次のように改める。

第七条の二第二項中「指定登録官署」を「指定入国管理官署」に改め、同条第五項第四号中「有効期間」の下に「及び同項の規定により提示した在留カード又は特別永住者証明書の有効期間」を加える。

第一条のうち、出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の四の次に十三条を加える改正規定のうち第十九条の十五及び第十九条の十六に係る部分を次のように改める。

（所属機関等に関する届出）

第十九条の十五　法第十九条の十六に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第三の三の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2　法第十九条の十六の届出をしようとする中長期在留者は、同条各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を地方入国管理局に提出しなければならない。

3　前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出するときは、指定入国管理官署にもすることができる。

（所属機関による届出）

第十九条の十六　法第十九条の十七に規定する法務省令で定める機関は、教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能又は留学の在留資格をもって在留する中長期在留者が受け入れられている機関（当該中長期在留者の受入れに関し、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）とする。

2　前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲げる受入れの状況に至つた日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方入国管理局に提出するものとする。

3　前条第三項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

第一条のうち、出入国管理及び難民認定法施行規則第五十二条の改正規定の次に次のように加える。

第五十四条の二第一項中「指定登録官署」を「指定入国管理官署」に改める。

第一条のうち、出入国管理及び難民認定法施行規則第五十九条の五の次に一条を加える改正規定のうち第五十九条の六第一項に係る部分中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

附則第二十二条中「第二十五条の十四まで」の下に「及び第二十九条の三第一項第一号」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号の規定に基づき、工場立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

財務大臣　安住　　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎

工場立地法施行規則の一部を改正する省令

大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ト中「（第二条に規定する生産施設に該当するものを除く。次号において同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。